特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	枚方市　児童手当支給事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、児童手当支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和8年9月29日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の内容	・児童手当法に基づき18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に児童手当を支給する。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下 「番号法」という。）」の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①児童手当支給要件の確認（在住要件、対象児童の年齢要件、養育者の所得要件） ②手当額の変更や、支給対象者の変更、資格消滅などの受給資格の管理 ③重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元への支給状況確認 ④児童手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑤現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	児童手当システム
②システムの機能	・認定機能　申請者の世帯状況・所得情報等により、受給資格の認定又は却下、増額、減額、資格喪失等の情報を登録する機能 ・管理機能　受給者の資格管理・手当支給状況の管理を行う機能 ・支払機能　各支給月に対応する児童手当額を計算し、児童手当の銀行振込データを作成する機能 ・帳票作成機能　受給者に処分の結果を通知する帳票を作成する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能
③他のシステムとの接続	[　]情報提供ネットワークシステム　[○]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム　[　]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等　[　]税務システム [　]その他　（　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	・統合データベース管理、連携機能 住民基本台帳情報や、住民税情報等、各業務システムを利用する上で必要な情報を、業務連携用データベース（またはファイル）として保持し、庁内業務システム間の情報連携を行う機能。
③他のシステムとの接続	[　]情報提供ネットワークシステム　[　]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム　[○]既存住民基本台帳システム [　]宛名システム等　[○]税務システム [○]その他　（既存各業務システム）

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 　情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。 3. 情報提供機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を発出する。 4. 既存システム接続機能 　既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 　情報照会や情報提供があった旨の記録（＝情報提供等記録）を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 　特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7. データ送受信機能 　情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 　情報を暗号化（あるいは復号）する。鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 　中間サーバーを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報（連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム（番号連携サーバ）
②システムの機能	1．宛名情報管理機能 　統一識別番号が未登録の個人に対して統一識別番号を付番する。宛名情報を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。中間サーバー、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号や統一識別番号に紐付く宛名情報を通知する。 2．情報照会機能 　中間サーバーを通して他機関への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。 3．情報提供機能 　他機関へ提供する特定個人情報（連携対象）を中間サーバーへ連携する。 4．符号要求機能 　情報連携の際に個人の識別子として用いる符号の取得要求を、既存住基システムや住基ゲートウェイに送信する。 5．権限管理機能 　団体内統合宛名システムを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバ、既存業務システム　）
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ 申請管理システム、e-Gov電子申請サービス　）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	・サービス検索・電子申請機能の【地方公共団体向け機能】より、申請データを自動的にダウンロードし、申請内容の閲覧やデータ出力を行う機能 ・個人番号カードの電子証明書の情報を元に、対象住民の宛名を特定する機能 ・申請の処理状況を更新し、申請者に通知する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ サービス検索・電子申請機能、コンビニ交付システム、既存各業務システム　）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表81の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106及び107の項 【提供】 ・番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42及び125の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部　医療助成・児童手当課
②所属長の役職名	医療助成・児童手当課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
児童手当情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		受給者、児童及び児童の養育者（受給者または児童の養育者の配偶者を含む）及び18歳年度末以降22歳年度末までの子
	その必要性	児童手当の適正な支給を目的とし、支給に関連する特定個人情報の管理が必要なため
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[○] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　口座登録・連携ファイル関係情報　）
	その妥当性	・識別情報、連絡先等情報については対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認するため必要である。 ・地方税関係情報については、児童手当の支給を適正に行うために必要である。 ・児童福祉・子育て関係情報については、手当の重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元へ支給状況確認をするために必要である。 ・口座情報・連携ファイル関係情報については、支給先の口座を把握するために必要である。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		市民生活部　医療助成・児童手当課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ デジタル庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [] 民間事業者 （ ） [] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ サービス検索・電子申請機能 ）
③使用目的 ※		児童手当法に基づく事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	市民生活部　医療助成・児童手当課、市民生活部　市民室（各支所を含む）
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・児童手当受給者台帳へ記載することで、適正な支給を行うことに使用する。 ・各種申請時に個人番号を記入してもらうことで厳密な本人確認を行う。 ・所得額等を確認するために、必要に応じて他部署・他機関に照会を行う。
	情報の突合	・本人・代理人から入手する場合 届出書の記載内容と個人番号カード、通知カード等と突合の上、本人確認を行う。 ・評価実施機関内の他部署から入手する場合 内部番号（識別番号）を突合し、対象者の特定をする。 ・評価実施機関外から入手する場合 符号を突合させて、対象者の情報を入手する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件
委託事項1		システムの運用・保守
①委託内容		ガバメントクラウド環境に設置される児童手当システムのサーバに対し、事業者拠点よりネットワーク経由でアクセスし、運用・保守作業を行う（以下ではこの方法を、「リモート保守」という）
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		日本事務機器株式会社関西支社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。
	⑥再委託事項	システムの運用・保守及びシステムの改修
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 3 ）件 [○] 移転を行っている （ 1 ）件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	児童手当の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	受給者、児童及び児童の養育者（受給者または児童の養育者の配偶者を含む）
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
③提供する情報	児童手当の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	受給者、児童及び児童の養育者（受給者または児童の養育者の配偶者を含む）
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先3	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる	[] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満

本人の数	[　　] 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	健康福祉部　福祉事務所　生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	児童手当の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者、児童及び児童の養育者（受給者または児童の養育者の配偶者を含む）
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [○] その他　（ 口頭　　）
⑦時期・頻度	窓口で特定個人情報の提供依頼があった都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①システムのサーバ等は、政府情報システムのセキュリティ制度であるISMAPの認証を取得したクラウド事業者が運営するデータセンターに設置し、セキュリティ管理策が適切に実施される。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理する日本国内のデータセンター内に保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ・e-Gov電子申請サービスに関しては、個人番号付電子申請データに事業者がアクセスできないようにアクセス制御を実施している。 ・e-Gov電子申請サービスは、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

〈受給者情報〉

1. 年度　2. 受給者番号　3. 個人番号　4. 世帯番号　5. 国籍区分　6. 受給者氏名　7. カナ氏名　8. 漢字氏名　9. 通称名　10. 性別　11. 生年月日　12. 在留資格及び期間　13. 配偶者氏名(漢字)　14. 受給者住所　15. 方書(漢字)　16. 郵便番号　17. 電話番号　18. 送付先郵便番号　19. 送付先住所　20. 送付先方書　21. 送付先氏名　22. 申請年月日　23. 決定年月　24. 異動年月日　25. 異動区分　26. 異動理由　27. 処理サイン　28. 現況届提出有無フラグ　29. 支給額算定基礎情報(異動前・後)　30. 月別算定基礎　31. 算定児童数　32. 支払金額　33. 税情報　34. 口座登録・連携ファイル関係情報

〈配偶者情報〉
1. 配偶者カナ氏名　2. 配偶者漢字氏名　3. 配偶者通称名　4. 性別　5. 生年月日　6. 在留資格及び期間　7. 個人番号　8. 世帯番号　9. 国籍区分　10. 税情報

〈支給要件児童情報〉
1. 児童カナ氏名　2. 児童漢字氏名　3. 児童通称名　4. 性別　5. 生年月日　6. 在留資格及び期間　7. 個人番号　8. 世帯番号　9. 国籍区分　10. 認定区分　11. 同居区分　12. 生計関係　13. 監護有無　14. 義務教育　15. 該当年月日　16. 非該当年月日　17. 非該当事由　18. 年齢到達予定日　19. 続柄　20. 別居時住所

〈金融機関情報〉
1. 金融機関コード　2. 金融機関名　3. 支店名　4. 口座種別　5. 口座番号　6. 口座名義

〈加入年金情報〉
1. 被用者・非被用者区分　2. 年金区分　3. 年金記号番号　4. 取得年月日

〈税情報〉
1. 雑損控除　2. 医療費控除　3. 小規模企業共済控除　4. 障害(本人)　5. 特別障害(本人)　6. 勤労学生　7. 老年者　8. 寡婦(夫)控除　9. 特別寡婦　10. 扶養者合計　11. 老人扶養　12. 特別障害(扶養)　13. 障害(扶養)　14. 所得年度　15. 総所得　16. 土地所得　17. 譲渡所得　18. 山林所得　19. 有価証券譲渡益　20. 控除後の所得　21. 申告更正決定サイン

〈その他〉
1. 期別支払内容　2. 支給開始年月　3. 期別支給額　4. 算定基礎合計　5. 可遡金額　6. 実際支給金額　7. 過年度過遡金額　8. 受給区分　9. 新規認定サイン　10. 削除認定サイン　11. 額変更前算定基礎情報　12. 世帯備考

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口において、届出内容や本人確認(身分証明書等の提示)を厳格に行うこと、申請者の書類記入時に、対象者の世帯状況を端末で参照することで、必要以外の情報の入手の防止に努める。 ・マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し、申請フォームを選択して必要情報をを入力することとなるが、手続き内容を明示し画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・児童手当システムへの情報登録の際に、提出書類、本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・個人情報を入力した後は、別の職員が必ず入力内容を照合し、確認を行う。 ・窓口に衝立を設置することにより、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において、住民に何の手続きを探し、電子申請を行いたいのかを理解してもらいながら、操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものかを明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく、電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・番号連携サーバ上で、住基の宛名番号を検索キーとして、本人の個人番号を確認している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・サービス検索・電子申請機能と e-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けができないようにシステム的な制御を講じている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2:　権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　] ＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
具体的な管理方法	端末にアクセスするためのカード認証とシステムにアクセスするためのID･パスワードによる認証を行っており、業務上必要最低限に限定した特定の職員のみが照会できるようにしている。
その他の措置の内容	・システムを操作したログ(日時・利用者・操作内容等)を取得し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・業務運用中にやむを得ず離席する場合はシステムよりログオフする。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・職員を対象に個人情報保護及び情報セキュリティに関する注意喚起を行い、業務外利用の禁止等に徹底する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
リスク：　委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
規定の内容	委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報の保護に関する特記仕様書」を提示する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　　4）再委託していない
具体的な方法	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	
その他の措置の内容	・事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、業務上必要最低限に限定したシステム操作の権限を与えている。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

リモート保守を行う事業者の事業所については、情報セキュリティマネジメントシステム等の情報セキュリティの第三者認証を取得していることを条件とし、セキュリティ対策の実効性を確保する。第三者認証を取得していない場合等で必要と判断する場合、職員が実地確認を行い、セキュリティ対策の実効性を確保する。

＜リモート保守環境におけるその他のリスクと措置＞
・リモート保守を行う事業所の執務エリアは入退室管理された区画とし、作業者の入退室記録を取得する。また保守作業に利用する端末の利用記録の取得や、監視カメラでの監視体制を敷き、作業者へも周知することで、不適切な方法での情報入手を抑止する。
・リモート保守環境とガバメントクラウドへの接続については、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成し、通信経路上での第三者からの情報窃取を行えないよう対策する。
・リモート保守で利用する端末等については、コンピュータウィルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理する。また、OSには必要に応じてパッチ適用を実施する。端末内へのデータ保存を行わないシンクライアント端末を利用し、コンピュータウィルス対策ソフトウェアを導入できない場合については、シンクライアント端末からの接続先となる作業環境に対して同様の対策を実施する。
・システムのリモート保守で委託事業者が利用する端末等へは、原則として、特定個人情報の保存を行えないように措置する。端末等への特定個人情報の保存を必要とする場合、使用後は速やかに消去するとともに、端末等のディスク廃棄時には物理的破壊または専用ソフトでのデータ消去を行わせ、データ消去証明書の提出により確認する。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
リスク：　不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）**
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜児童手当システムにおける措置＞ ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法第19条第7号及び第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<児童手当システムにおける措置> ・番号法の規定に基づき認められている範囲内においてのみ、中間サーバーから統合宛名システムを通じ情報入手ができるようシステムによって制御されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
〈中間サーバ・ソフトウエアにおける措置〉 ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 〈中間サーバ運用における措置〉 ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	〈保管場所〉 ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退出はICカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 〈消去について〉 ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・届出書等は、文書取扱規程に基づく保管及び管理を行い、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は、市の保有データにアクセスしない契約等となっている。 ②市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜e-Gov電子申請サービスの対策＞ ①物理的対策＞具体的な対策の内容 e-Gov電子申請サービスは、日本国内でデータを保管し、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守することで、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクを防止している。 ②技術的対策＞具体的な対策の内容 サービス検索・電子申請機能と e-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜e-Gov電子申請サービスの消去手順＞ e-Gov電子申請サービスに保存された個人番号付電子申請データは、サービス検索・電子申請機能にデータ取得後、7日後に自動的に削除される。 ※ e-Gov電子申請サービスからサービス検索・電子申請機能へのデータ取得は、バッチ処理により自動で実行する。		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[○] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	＜枚方市における措置＞ ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報の保護に関する特記仕様書を提示し、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国及びクラウド事業者が対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市　総務部　コンプライアンス推進課 072-841-1294
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目１番20号 枚方市　市民生活部　医療助成・児童手当課 072-841-1408
②対応方法	問い合わせの受付時に受付け票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年9月29日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	―
②実施日・期間	―
③主な意見の内容	―
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	―
②方法	―
③結果	―

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	［ ○ ］宛名システム等	［　　］宛名システム等	事後	・重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	1. 符号管理機能 　符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個 人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 　情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3. 情報提供機能 　情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人 情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 　中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、 情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 　特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 　特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。	1. 符号管理機能 　情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。 3. 情報提供機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を発出する。 4. 既存システム接続機能 　既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 　情報照会や情報提供があった旨の記録（＝情報提供等記録）を生成し、管理する。	事後	・重要な変更にあたらないため。

平成29年7月14日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	8. セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 情報を暗号化（あるいは復号）する。鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報（連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。	事後	・重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1. 宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人について、統一識別番号を付番し、宛名情報を統一識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 中間サーバ、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付く宛名情報を通知する。 2. 情報照会機能 中間サーバーを通して他自治体等への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。 3. 情報提供機能 他自治体等へ提供する特定個人情報（連携対象）を中間サーバーへ連携する。 4. 符号要求機能 情報連携に用いる個人の識別子である符号の取得要求を、既存住基システムまたは住基ゲートウェイに送信する。 5. 権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の認証と、職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。	1. 宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人に対して統一識別番号を付番する。宛名情報を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。中間サーバー、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号や統一識別番号に紐付く宛名情報を通知する。 2. 情報照会機能 中間サーバーを通して他機関への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。 3. 情報提供機能 他機関へ提供する特定個人情報（連携対象）を中間サーバーへ連携する。 4. 符号要求機能 情報連携の際に個人の識別子として用いる符号の取得要求を、既存住基システムや住基ゲートウェイに送信する。 5. 権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報（連携対象)へのアクセス制御を行う。	事後	・重要な変更にあたらないため。

平成29年7月14日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	［ ○ ］庁内連携システム	［　　］庁内連携システム	事後	・重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅰ基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	・番号法　第9条1項　　別表第一の56項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条） ・同法第9条第2項（枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項）	・番号法別表第1の56の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の74、75の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2）	事後	・表記の修正であり重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅰ基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携※ ②法令上の根拠	・情報照会　番号法　別表第2第74、75項　・情報提供　番号法　別表第2第26、30、87項	【照会】 ・番号法別表第2の74、75の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2） 【提供】 ・同表の26、87の項（同命令第19条，第44条） ・同表の30の項	事前	・情報連携に関する変更であり、重要な変更にあたるため。
平成29年7月14日	Ⅰ基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	岡村　理恵	年金児童手当課長　箕浦　正揮	事後	・重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④. 使用の主体 使用部署	年金児童手当課、市民安全部市民室（津田・香里ヶ丘・北部支所を含む）	年金児童手当課、市民安全部市民室（各支所を含む）	事後	・重要な変更にあたらないため。

平成29年7月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑤. 再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面により市長の許諾を得た場合は、この限りでない。	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	事後	・重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③ 委託先名	入札による業者選定	塚田印刷株式会社	事後	・重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供移転の有無	[〇]移転を行っている　（1）件	[〇]移転を行っている　（1）件	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2　26項	番号法別表第2の26の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条）	事前	・重要な変更には当たらないが、任意で事前に提出。
平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2　30項	番号法別表第2の30の項	事前	・重要な変更には当たらないが、任意で事前に提出。
平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表2　87項	番号法別表第2の87の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条）	事前	・重要な変更には当たらないが、任意で事前に提出。
平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	―	生活福祉室	事後	重要な変更には当たらないため

平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ①法令上の根拠	―	番号法別表第2の26の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条）	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ②移転先における用途	―	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ③移転する情報	―	児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ④移転する情報の対象となる本人の数	―	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	なし	受給者、児童及び児童の養育者（受給者または児童の養育者の配偶者を含む）	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ⑥移転方法	―	[〇]その他（口頭）	事後	重要な変更には当たらないため
平成29年7月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ⑦移転方法	―	窓口で特定個人情報の提供依頼があった都度	事後	重要な変更には当たらないため

平成29年7月14日	Ⅲリスク対策※（7．②を除く。） 2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報連携ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	―	・窓口に衝立を設置することにより、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。	事後	・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅲ．リスク対策　※（7．②を除く） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク：委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	〈個人情報保護に関する覚書〉 ・条例等の遵守、秘密の保持、本市の個人情報に係る管理規定に基づく個人情報の管理等、目的外使用等の禁止、複写の禁止、提供資料の返還又は廃棄、枚方市の検査への応諾義務、事故報告義務、再委託の禁止、解除事由への該当性の認定 〈個人情報に係る管理規定〉 ・作業責任者等の設置等、個人情報の保護に関する誓約書の提出、システム導入等の作業場所においての遵守事項、個人情報の管理、サーバ室での作業においての遵守事項、個人情報の受渡しに係る記録、緊急時対応計画の策定	委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当	事後	・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの担保 具体的な方法	許諾の無い再委託は禁止する。許諾する場合は、通常の委託先と同様のルールで行うことを求める。	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	事後	・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	―	・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバー室に持ち込む事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。	事後	・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため。

平成29年7月14日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	（※2）番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	（※2）番号法第19条第7号及び第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	・重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。	・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。	事後	・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 7．特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜消去について＞ ・届出書等は、文書取扱規定に基づく保管及び管理を行う。	＜消去について＞ ・届出書等は、文書取扱規程に基づく保管及び管理を行い、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。	事後	・重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 9．従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜枚方市における措置＞ ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。	＜枚方市における措置＞ ・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。	事後	・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅴ評価実施手続 1．基礎項目評価 ①．実施日	2015/6/1	2017/7/14	事後	・重要な変更にあたらないため。
平成29年7月14日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 8．監査　実施の有無	[　]内部監査	[○]内部監査	事後	・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため。
平成31年3月29日	Ⅰ基本情報 6．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	年金児童手当課長　箕浦　正揮	年金児童手当課長	事後	・重要な変更にあたらないため。

平成31年3月29日	Ⅲ．リスク対策　※（7．②を除く） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク：委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当	委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報の保護に関する特記仕様書」を提示する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当	事後	・重要な変更にあたらないため。
平成31年3月29日	Ⅲ．リスク対策　※（7．②を除く） 9．従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜枚方市における措置＞ ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜枚方市における措置＞ ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報の保護に関する特記仕様書を提示し、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	・重要な変更にあたらないため。
平成31年3月29日	Ⅳ．開示請求、問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	枚方市特定個人場情報保護条例に基づき、自己情報の開示等請求を受け付ける。	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。	事後	・重要な変更にあたらないため。

令和4年9月14日	Ⅰ　基本情報 4．個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の56の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の74、75の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2）	・番号法別表第1の56の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する番号法別表第2の74、75の項	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年9月14日	Ⅰ　基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の74、75の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2） 【提供】 ・同表の26、87の項（同命令第19条，第44条） ・同表の30の項	【照会】 ・番号法別表第2の74、75の項 【提供】 ・同表の26、87の項 ・同表の30の項	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年9月14日	Ⅰ　基本情報 6．評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市役所　健康部　年金児童手当課	市民生活部　年金児童手当課	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年9月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ⑥事務担当部署	枚方市　健康部　　年金児童手当課	市民生活部　年金児童手当課	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年9月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体　使用部署	年金児童手当課、市民安全部市民室（各支所を含む）	市民生活部　年金児童手当課、市民生活部　市民室（各支所を含む）	事後	・重要な変更にあたらないため。

令和4年9月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③　委託先名	塚田印刷株式会社	美好堂株式会社	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年9月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠	番号法別表第2の26の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条）	番号法別表第2の26の項	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年9月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ①法令上の根拠	番号法別表第2の87の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条）	番号法別表第2の87の項	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年9月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	生活福祉室	健康福祉部　福祉事務所　生活福祉課	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年9月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ①法令上の根拠	番号法別表第2の26の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条）	番号法別表第2の26の項	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年9月14日	Ⅳ．開示請求、問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目１番20号 枚方市役所　総務部　コンプライアンス推進課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市　総務部　コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	・重要な変更にあたらないため。

令和4年9月14日	Ⅳ．開示請求、問合せ ２．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目１番20号 枚方市役所　健康部　年金児童手当課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目１番20号 枚方市　市民生活部　年金児童手当課 072-841-1408	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年9月14日	Ⅴ．評価実施手続 １．基礎項目評価 ①実施日	平成29年７月14 日		事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年11月15日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・児童手当法に基づき15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に、児童手当または特例給付を支給する。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下 「番号法」という。）」の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①児童手当支給要件の確認（在住要件、対象児童の年齢要件、養育者の所得要件） ②手当額の変更や、支給対象者の変更、資格消滅などの受給資格の管理 ③重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元への支給状況確認	・児童手当法に基づき15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者のうち、所得上限限度額未満の者に児童手当または特例給付を支給する。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下 「番号法」という。）」の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①児童手当支給要件の確認（在住要件、対象児童の年齢要件、養育者の所得要件） ②手当額の変更や、支給対象者の変更、資格消滅などの受給資格の管理 ③重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元への支給状況確認 ④児童手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年11月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ２．基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他（口座登録・連携ファイル関係情報）	[〇]その他（口座登録・連携ファイル関係情報）	事後	・重要な変更にあたらないため。

令和4年11月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・識別情報、連絡先等情報については対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認するため必要である。 ・地方税関係情報については、児童手当又は特例給付の支給を適正に行うために必要である。 ・児童福祉・子育て関係情報については、手当の重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元へ支給状況確認をするために必要である。	・識別情報、連絡先等情報については対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認するため必要である。 ・地方税関係情報については、児童手当又は特例給付の支給を適正に行うために必要である。 ・児童福祉・子育て関係情報については、手当の重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元へ支給状況確認をするために必要である。 ・口座情報・連携ファイル関係情報については、支給先の口座を把握するために必要である。	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年11月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[　]行政機関・独立行政法人等（デジタル庁）	[〇]行政機関・独立行政法人等（デジタル庁）	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年11月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	現況届の封入封緘	削除	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年11月15日	（別添1）ファイル項目記録	追記	〈受給者情報〉 34．口座登録・連携ファイル関係情報	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和4年11月15日	Ⅴ評価実施手続 1．基礎項目評価 ①．実施日	2022/9/14	2022/11/10	事後	・重要な変更にあたらないため。

令和6年8月26日	Ⅰ基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①児童手当支給要件の確認（在住要件、対象児童の年齢要件、養育者の所得要件） ②手当額の変更や、支給対象者の変更、資格消滅などの受給資格の管理 ③重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元への支給状況確認 ④児童手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	①児童手当支給要件の確認（在住要件、対象児童の年齢要件、養育者の所得要件） ②手当額の変更や、支給対象者の変更、資格消滅などの受給資格の管理 ③重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元への支給状況確認 ④児童手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑤現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和6年8月26日	Ⅰ 基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	―	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和6年8月26日	Ⅰ 基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	―	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和6年8月26日	Ⅰ 基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	―	[〇]その他（申請管理システム）	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和6年8月26日	Ⅰ 基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	―	申請管理システム	事後	・重要な変更にあたらないため。

令和6年8月26日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	―	・サービス検索・電子申請機能の【地方公共団体向け機能】より、申請データを自動的にダウンロードし、申請内容の閲覧やデータ出力を行う機能 ・個人番号カードの電子証明書の情報を元に、対象住民の宛名を特定する機能 ・申請の処理状況を更新し、申請者に通知する機能	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和6年8月26日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	―	[〇]その他（サービス検索・電子申請機能、コンビニ交付システム、既存各業務システム）	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]その他（ ）	[〇]その他（サービス検索・電子申請機能）	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和6年8月26日	Ⅲ リスク対策※（7. ②を除く。） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容	・窓口において、届出内容や本人確認(身分証明書等の提示)を厳格に行うこと、申請者の書類記入時に、対象者の世帯状況を端末で参照することで、必要以外の情報の入手の防止に努める。	・窓口において、届出内容や本人確認(身分証明書等の提示)を厳格に行うこと、申請者の書類記入時に、対象者の世帯状況を端末で参照することで、必要以外の情報の入手の防止に努める。 ・マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し、申請フォームを選択して必要情報をを入力することとなるが、手続き内容を明示し、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	・重要な変更にあたらないため。

令和6年8月26日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・児童手当システムへの情報登録の際に、提出書類、本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・個人情報を入力した後は、別の職員が必ず入力内容を照合し、確認を行う。 ・窓口に衝立を設置することにより、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。	・児童手当システムへの情報登録の際に、提出書類、本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・個人情報を入力した後は、別の職員が必ず入力内容を照合し、確認を行う。 ・窓口に衝立を設置することにより、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において、住民に何の手続きを探し、電子申請を行いたいのかを理解してもらいながら、操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものかを明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく、電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・番号連携サーバ上で、住基の宛名番号を検索キーとして、本人の個人番号を確認している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和6年8月26日	Ⅰ基本情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署　②所属長の役職名	①部署：市民生活部　年金児童手当課 ②所属長の役職名：年金児童手当課長	①部署：市民生活部　医療助成・児童手当課 ②所属長の役職名：医療助成・児童手当課長	事後	・重要な変更にあたらないため。

令和6年8月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部	市民生活部　年金児童手当課	市民生活部　医療助成・児童手当課	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和6年8月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3。特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体　使用部署	市民生活部　年金児童手当課、市民生活部　市民室（各支所を含む）	市民生活部　医療助成・児童手当課、市民生活部　市民室（各支所を含む）	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和6年8月26日	ⅣⅤ開示請求、問合せ・評価実施手続 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目１番20号 枚方市　市民生活部　年金児童手当課 072-841-1408	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目１番20号 枚方市　市民生活部　医療助成・児童手当課 072-841-1408	事後	・重要な変更にあたらないため。
令和6年9月27日	Ⅰ基本情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の内容	・児童手当法に基づき15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者のうち、所得上限限度額未満の者に児童手当または特例給付を支給する。	・児童手当法に基づき18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に児童手当を支給する。	事前	重要な変更であるため
令和6年9月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　2基本情報　③対象となる本人の範囲	受給者、児童及び児童の養育者（受給者または児童の養育者の配偶者を含む）	受給者、児童及び児童の養育者（受給者または児童の養育者の配偶者を含む）及び18歳年度末以降22歳年度末までの子	事前	重要な変更であるため
令和8年2月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	システムの運用・保守	ガバメントクラウド環境に設置される児童手当システムのサーバに対し、事業者拠点よりネットワーク経由でアクセスし、運用・保守作業を行う（以下ではこの方法を、「リモート保守」という）	事前	重要な変更にあたるため
令和8年2月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所　※	庁内の入退室管理（※）が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に保管。 （※）管理室内への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより入退室する者を管理する。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①システムのサーバ等は、政府情報システムのセキュリティ制度であるISMAPの認証を取得したクラウド事業者が運営するデータセンターに設置し、セキュリティ管理策が適切に実施される。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理する日本国内のデータセンター内に保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更にあたるため

令和8年2月12日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・サーバー室で受託業者が作業する場合は、年金児童手当課の職員が立ち会う。 ・委託を受けた全ての業者（再委託を含む）について、上記の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定に従うことを求める。 ・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバー室に持ち込む事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。	リモート保守を行う事業者の事業所については、情報セキュリティマネジメントシステム等の情報セキュリティの第三者認証を取得していることを条件とし、セキュリティ対策の実効性を確保する。第三者認証を取得していない場合等で必要と判断する場合、職員が実地確認を行い、セキュリティ対策の実効性を確保する。 ＜リモート保守環境におけるその他のリスクと措置＞ ・リモート保守を行う事業所の執務エリアは入退室管理された区画とし、作業者の入退室記録を取得する。また保守作業に利用する端末の利用記録の取得や、監視カメラでの監視体制を敷き、作業者へも周知することで、不適切な方法での情報入手を抑止する。 ・リモート保守環境とガバメントクラウドへの接続については、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成し、通信経路上での第三者からの情報窃取を行えないよう対策する。 ・リモート保守で利用する端末等については、コンピュータウィルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理する。また、OSには必要に応じてパッチ適用を実施する。端末内へのデータ保存を行わないシンクライアント端末を利用し、コンピュータウィルス対策ソフトウェアを導入できない場合については、シンクライアント端末からの接続先となる作業環境に対して同様の対策を実施する。 ・システムのリモート保守で委託事業者が利用する端末等へは、原則として、特定個人情報の保存を行えないように措置する。端末等への特定個人情報の保存を必要とする場合、使用後は速やかに消去するとともに、端末等のディスク廃棄時には物理的破壊または専用ソフトでのデータ消去を行わせ、データ消去証明書の提出により確認する。	事前	重要な変更にあたるため

令和8年2月12日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 7．特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	―	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は、市の保有データにアクセスしない契約等となっている。 ②市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準 【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更にあたるため

令和8年2月12日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 7．特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	〈保管場所〉 ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退出はICカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 〈消去について〉 ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・届出書等は、文書取扱規程に基づく保管及び管理を行い、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。	〈保管場所〉 ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退出はICカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 〈消去について〉 ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・届出書等は、文書取扱規程に基づく保管及び管理を行い、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は、市の保有データにアクセスしない契約等となっている。 ②市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準 【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更にあたるため
令和8年2月12日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 8．監査 実施の有無	[〇]自己点検　[〇]内部監査　[　]外部監査	[〇]自己点検　[〇]内部監査　[〇]外部監査	事前	重要な変更にあたるため

令和8年2月12日	Ⅲ　リスク対策※（7．②を除く。） 10．その他のリスク対策	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国及びクラウド事業者が対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。	事前	重要な変更にあたるため
令和8年2月12日	Ⅰ　基本情報 4．個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の56の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する番号法別表第2の74、75の項	・番号法第9条第1項及び別表81の項 ・同法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第44条	事後	
令和8年2月12日	Ⅰ　基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の74、75の項 【提供】 ・同表の26、87の項 ・同表の30の項	【照会】 ・番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106及び107の項 【提供】 ・番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42及び125の項	事後	
令和8年2月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　2．基本情報　③対象となる本人の範囲 その必要性	児童手当・特例給付の適正な支給を目的とし、支給に関連する特定個人情報の管理が必要なため	児童手当の適正な支給を目的とし、支給に関連する特定個人情報の管理が必要なため	事後	

令和8年2月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　2. 基本情報　④記録される項目 その妥当性	・識別情報、連絡先等情報については対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認するため必要である。 ・地方税関係情報については、児童手当又は特例給付の支給を適正に行うために必要である。 ・児童福祉・子育て関係情報については、手当の重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元へ支給状況確認をするために必要である。 ・口座情報・連携ファイル関係情報については、支給先の口座を把握するために必要である。	・識別情報、連絡先等情報については対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認するため必要である。 ・地方税関係情報については、児童手当の支給を適正に行うために必要である。 ・児童福祉・子育て関係情報については、手当の重複支給防止や未支給期間発生防止のため、転出先や転入元へ支給状況確認をするために必要である。 ・口座情報・連携ファイル関係情報については、支給先の口座を把握するために必要である。	事後	
令和8年2月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠	番号法別表第2の26の項	番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	事後	
令和8年2月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ③提供する情報	児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当の支給に関する情報	事後	
令和8年2月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2	社会福祉協議会	削除	事後	
令和8年2月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ①法令上の根拠	番号法別表第2の87の項	番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	事後	
令和8年2月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ③提供する情報	児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当の支給に関する情報	事後	

令和8年2月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ①法令上の根拠	番号法別表第2の26の項	番号法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	事後	
令和8年2月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ③移転する情報	児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当の支給に関する情報	事後	
令和8年2月12日	Ⅳ開示請求、問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。	事後	
令和8年9月29日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[○]その他（申請管理システム）	[○]その他（申請管理システム、e-Gov電子申請サービス）	事後	
令和8年9月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①システムのサーバ等は、政府情報システムのセキュリティ制度であるISMAPの認証を取得したクラウド事業者が運営するデータセンターに設置し、セキュリティ管理策が適切に実施される。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理する日本国内のデータセンター内に保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①システムのサーバ等は、政府情報システムのセキュリティ制度であるISMAPの認証を取得したクラウド事業者が運営するデータセンターに設置し、セキュリティ管理策が適切に実施される。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理する日本国内のデータセンター内に保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ・e-Gov電子申請サービスに関しては、個人番号付電子申請データに事業者がアクセスできないよう にアクセス制御を実施している。 ・e-Gov電子申請サービスは、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。	事後	

令和8年9月29日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 （情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク4：入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	・児童手当システムへの情報登録の際に、提出書類、本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・個人情報を入力した後は、別の職員が必ず入力内容を照合し、確認を行う。 ・窓口に衝立を設置することにより、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において、住民に何の手続きを探し、電子申請を行いたいのかを理解してもらいながら、操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものかを明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく、電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・番号連携サーバ上で、住基の宛名番号を検索キーとして、本人の個人番号を確認している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	・児童手当システムへの情報登録の際に、提出書類、本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・個人情報を入力した後は、別の職員が必ず入力内容を照合し、確認を行う。 ・窓口に衝立を設置することにより、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において、住民に何の手続きを探し、電子申請を行いたいのかを理解してもらいながら、操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものかを明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく、電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・番号連携サーバ上で、住基の宛名番号を検索キーとして、本人の個人番号を確認している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・サービス検索・電子申請機能と e-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事後	

令和8年9月29日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策　⑥技術的対策	〈保管場所〉 ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退出はICカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 〈消去について〉 ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・届出書等は、文書取扱規程に基づく保管及び管理を行い、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は、市の保有データにアクセスしない契約等となっている。 ②市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準 【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	〈保管場所〉 ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退出はICカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 〈消去について〉 ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・届出書等は、文書取扱規程に基づく保管及び管理を行い、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は、市の保有データにアクセスしない契約等となっている。 ②市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準 【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜e-Gov電子申請サービスの対策＞ ①物理的対策＞具体的な対策の内容 e-Gov電子申請サービスは、日本国内でデータを保管し、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守することで、特定個人情報の漏え	事後	

令和8年9月29日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜e-Gov電子申請サービスの消去手順＞ e-Gov電子申請サービスに保存された個人番号付電子申請データは、サービス検索・電子申請機能にデータ取得後、7日後に自動的に削除される。 ※ e-Gov電子申請サービスからサービス検索・電子申請機能へのデータ取得は、バッチ処理により自動で実行する。	事後	